

の肥満や生活習慣の実態を把握し、栄養と運動の両面から肥満予防対策に取り組む。

○ **たばこ対策の推進** **3. 2 億円**

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を踏まえ、禁煙対策を推進するとともに、禁煙成功者を中心とした「禁煙普及員（仮称）」による草の根的な禁煙・受動喫煙に関する普及啓発活動や、飲食店における分煙を推進するなど、たばこ対策を着実に推進する。

○ **地域における保健事業推進体制の充実** **1. 6 億円**

生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するため、地域保健と職域保健の連携による保健事業の共同実施等を推進するとともに、都道府県健康増進計画の見直しに向け、引き続き地域・職域連携推進協議会の設置・運営を支援するほか、市町村における保健活動体制や人材育成体制の強化を図る。

(2) **「女性のがん緊急対策」** **6. 1 億円**

○ **「女性のがんへの挑戦」** **6. 1 億円**

全国的に整備されたマンモグラフィによる乳がん検診の精度を向上させるため、コンピュータ診断支援システムの導入を支援するとともに、検診従事者の育成を図る。

(参考) 平成18年度補正予算において、マンモグラフィ検診遠隔診断支援モデル事業を行う。(6.7億円)

(3) **「介護予防10カ年戦略」による効果的な介護予防対策の推進**

**1, 074 億円**

○ **家庭や地域で行う介護予防対策** **798 億円**

日常生活圏域で高齢者の生活の継続性が確保できるように、既存の老人福祉センターの改修などにより介護予防サービス提供のための拠点整備を行うとともに、介護予防サービスを提供する地域支援事業を推進する。

○ **介護予防サービスの評価・普及** **7. 7 億円**

効果的な介護予防サービスを普及するため、事業の実施状況や効果の評価分析を行うとともに、地域包括支援センターの職員の研修を行う。また、市町村の介護予防事業が効果的に実施されるよう、都道府県による広域的な観点からの支援を行う。

○ 地域で支える「認知症ケア」 20億円

認知症ケアの人材育成や認知症に関する正しい理解の普及を推進するとともに、認知症の方々やその家族の状況やニーズに適切に対応するための支援体制の整備を促進する。

(4) 「健康寿命を伸ばす科学技術の振興」 244億円

○ 先端医療の実現 129億円

がん、生活習慣病、感染症などの各種疾病対策を推進する基礎とするため、基礎から臨床への橋渡し研究や臨床研究を推進するとともに、国民に医薬品・医療機器を迅速に届けるため、臨床研究基盤の整備及び治験環境の充実を図るための研究を行う。

○ 保健医療福祉を支える技術の開発・普及 115億円

疾病や障害の予防、診断、治療法の開発や老化抑制機構の解明、介護予防、介護技術に関する研究などを推進する。

3 感染症・疾病対策の推進	1,984億円(1,897億円)
---------------	------------------

(1) 新型インフルエンザ対策など感染症対策の充実 184億円

○ 新型インフルエンザ対策の推進 96億円

新型インフルエンザの大流行に備え、「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づく施策を着実に推進する。

(参考) 平成18年度補正予算において、新型インフルエンザ治療薬として、抗インフルエンザウイルス薬(タミフル300万人分、リレンザ30万人分)の備蓄、医療従事者等に緊急に接種できるよう、プレパンデミックワクチン原液の備蓄等を実施。(128億円)

○ 新興・再興感染症対策に関する研究の推進(再掲) 24億円

新型インフルエンザをはじめとする新興感染症や結核などの再興感染症、感染症の原因となる病原体の管理方法など、感染症対策に関する研究を推進する。

○ 病原体等の管理体制の整備(新規) 2.6億円

生物テロの未然防止のための感染症法改正に伴い、生物テロに使用される恐れのある病原体等の管理システムを構築するなど、病原体等の管理体制の確立を図る。

## (2) 肝炎対策の推進

75億円

### ○ 総合的な推進体制の強化

75百万円

検査・治療・普及啓発に係る総合的な肝炎対策が推進されるよう、国において「全国肝炎対策懇談会（仮称）」を設置するとともに、都道府県等において「肝炎対策協議会（仮称）」を設置し、肝炎対策計画の策定等を行う。

### ○ 肝炎ウイルス検査の実施、検査体制の強化

52億円

市町村や医療保険者において引き続き肝炎ウイルス検査等を実施するとともに、検査未受診者の解消を図るため、保健所等における利便性に配慮した検査体制を整備する。

### ○ 治療水準の向上

18億円

都道府県において、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院（仮称）」を整備し、「肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会（仮称）」を設置するとともに、身近な医療圏において症状に応じた適切な治療が確保されるよう、かかりつけ医と専門医療機関との連携を図り、かかりつけ医等への肝炎研修を実施する。また、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発の推進を図る。

### ○ 感染防止の徹底

27百万円

医療従事者等に対し、感染防止ガイドラインの普及啓発や院内感染対策のための研修会等を実施する。

### ○ 普及啓発・相談指導の充実

4.6億円

Q&Aやリーフレットの作成、講習会やシンポジウムの開催及び新聞広告や電車等の中吊りポスターの掲載により、普及啓発を図るとともに、保健所等において肝炎に関する相談を実施するほか、電話・FAXによる相談窓口事業等を実施する。

## (3) エイズ対策の推進

83億円

エイズ予防指針の抜本的見直しを踏まえ、青少年や同性愛者に対する普及啓発や、大都市における休日・夜間の検査・相談体制を充実するとともに、HIV感染者、エイズ患者の一部病院への集中の解消を図るため、医療提供体制の再構築などの施策を推進する。

## (4) 移植対策の推進

26億円

### ○ 臓器移植対策の推進

5.6億円

移植医療についての国民の理解を深めるとともに、院内コーディネーターへの研修事業等を実施するほか、肝移植施設や組織バンクの整備を推進する。

○ **骨髄移植等の造血幹細胞移植対策の推進** **18億円**

骨髄移植コーディネーターの増員などにより骨髄バンク事業を推進する。また、さい帯血採取協力病院への研修事業を行い、より移植に適したさい帯血の確保を図る。

**(5) 難病対策の推進** **1,147億円**

難治性疾患に関する調査・研究の推進により治療法等の確立と普及を図るとともに、新たな難治性疾患について、調査・研究の対象とする。また、難病相談・支援センター事業の充実により地域における難病患者の生活支援を推進する。

**(6) ハンセン病対策の推進** **454億円**

ハンセン病療養所入所者の療養を確保するとともに、退所者等の社会生活を支援する。また、ハンセン病資料館の運営など、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発の充実を図る。

**(7) リウマチ・アレルギー対策の推進** **13億円**

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の治療法等の研究を推進するとともに、アレルギー相談センターを設置するなど相談体制等の確保を図るほか、引き続き、喘息死ゼロ作戦を推進する。

**(8) シックハウス対策の推進** **2.2億円**

シックハウス症候群の原因分析、診断・治療法の研究を進めるとともに、その成果を活用した相談体制の整備を図るなど、関係省庁と連携した総合的な対策を推進する。

**4 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保**

**8兆4,209億円(8兆1,502億円)**

○ **政府管掌健康保険、国民健康保険、老人保健制度等に係る医療費国庫負担** **8兆4,209億円**

## 第2 がん対策の総合的かつ計画的な推進

我が国のがん対策はこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている。

このような現状及び平成18年6月に制定されたがん対策基本法を踏まえ、がん予防・早期発見の推進、がん医療水準均てん化の促進と情報収集提供体制の整備、がんの在宅療養・緩和ケアの充実などがん対策を総合的かつ計画的に推進し、がん対策の一層の充実を図る。

### 1 がん予防・早期発見の推進

30億円（45億円）

#### (1) 効果的で質の高いがん検診の普及（一部再掲） 6.8億円

全国的に整備されたマンモグラフィによる乳がん検診の精度の向上を図るため、コンピューター診断支援システムの導入を支援するとともに検診従事者の育成を図る。  
また、がん検診の精度管理を向上させるためのデータベースを構築する。

(参考) 平成18年度補正予算において、マンモグラフィ検診遠隔診断支援モデル事業を行う。(6.7億円)(再掲)

#### (2) がん予防の推進と普及啓発 2.4億円

がん予防を推進するため、がんの予防等に関するパンフレットや小冊子を作成するなど普及啓発を実施するとともに、肝がんの予防に重要なウイルス性肝炎に関する研究を重点的に推進する。

### 2 がん医療水準均てん化の促進と情報収集提供体制の整備

90億円（31億円）

#### (1) がん専門医等がん医療専門スタッフの育成 3.6億円

がん医療（化学療法、放射線療法、緩和ケア等）に係る専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師、放射線技師等を育成するため、これらの医療従事者に対する研修の機会を提供する。